

施策分析シート（平成19年度）

No1

施策名		介護保険サービスの基盤整備		施策No	02-04		部課名	福祉部介護保険課		課長名	林 輝生子	内線	2430
関連部課名													
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]										
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]										
目的		介護保険制度は、平成12年4月に発足した、介護を要する状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするしくみである。高齢化の進行とともに、加齢に起因する病気等により、要介護者が増大しつつある中、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、皆で介護を支えることが必要である。 国の制度ではあるが、介護保険事業計画の策定や事業運営は区が保険者として行うものであり、特に平成18年度からは、区が事業者を指定する地域密着型サービスの導入や事業者への立入権限付与など、保険者の責任と権限が強化された。											
指標	施策の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明					
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(28年度)						
	制度趣旨の認知度		-	39.6%	-	-	50.0%	高齢者生活状況調査「サービス利用者は契約に基づくこと」を知っている人の割合(3年ごと調査)					
	要介護認定者の出現率		16.5%	17.1%	16.9%	16.9%	17.7%	要介護認定者数/65歳以上人口					
	要介護認定者のサービス利用率		80.1%	81.1%	82.2%	83.3%	100.0%	介護サービス受給者数/要介護等認定者数					
	介護サービスに占める在宅サービスの比重		57.7%	60.9%	64.8%	66.0%	80.0%	在宅介護サービス費/在宅・施設介護サービス費					
現状と課題(指標分析)		制度発足後、荒川区の第1号被保険者数は約1.2倍、要介護等認定者数は約1.8倍に増加し、保険給付費は約2.2倍となっている。第3期介護保険事業計画期間の第1号保険料は、基準月額4,428円であり、介護保険制度運営はますます厳しくなることが想定される。 一方、サービスの利用については、行政から与えられるサービスであるという意識が利用者に見受けられる場合もあり、「自らの責任でサービスを選択する」という制度の趣旨がなかなか理解されていない。 今後、制度を維持し、よりよい介護保険事業を展開するためには、サービス基盤の整備に加え、利用者の責任と負担のあり方についての区民の認識を高めるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業者等の指導・育成をしていくことが、保険者としての区の責務である。											
今後の方向性		[平成19年度] 適切なサービス提供と制度の維持存続のため、次の点が重要である。 ○適切なサービス提供が図られるよう、事業者の指導・育成を推進する。 ○介護保険事業計画に沿った適正な事業実施に向け、財政状況の把握と迅速な対応に努める。 ○介護保険制度(負担のあり方、利用者の責任等を含む)に関する区民の正しい認識を培う。 ○要介護状態にならないようにすることが基本であることを踏まえ、介護予防諸事業との連携を一層深める。 [平成20年度以降] 上記方向性に加え、次の点を強化する。 ○実態調査等を実施し、区民ニーズを的確に把握し、第4期介護保険事業計画(平成21年度から23年度)に具体的に反映させる。 ○国等の福祉施策の動向を注視し、制度変更等への対応を図りながら、区民サービスの一層の向上に努める。 ○サービス内容や報酬請求の適正化等にかかる事業者指導を計画的に行い、適切なサービス提供を期する。											
施策の分類			分類についての説明・意見等										
前年度設定		今年度設定											
C		C		介護保険法及び介護保険事業計画に沿って適正に事業を実施していく必要がある。									

施策分析シート（平成１９年度）

No2

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業 No	決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		17年度	18年度	前年度 設 定	今年度 設 定	
高額介護サービス費支払 費用貸付事業	06-03-01	0	0	C	C	条例事業であり、一層の利用促進を検討する
介護保険事業計画策定事業	06-03-02	2,221	0	B	B	区の事業展開の基本とするものであり、法に基づく必須事務事業である
訪問介護自己負担額軽減	06-03-03	7,573	6,118	C	C	厚生労働省通知に基づき、障害者施策関連上も必要である
住宅改修理由書作成経費の助成	06-03-04	100	102	C	C	介護保険制度を補う国の補助事業である。
介護保険サービス利用者負担軽減費	06-03-05	4,374	2,292	B	B	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担に直結するものである
認知症高齢者グループホーム整備補助	06-03-06	51,400	0	D	D	地域密着型サービス事業者の整備補助(06-03-23)に事業移行
介護保険事業特別会計繰出金	06-03-07	1,638,763	1,717,648	B	B	介護保険財政基盤の根幹であり、法に基づく必須事務事業である
要介護等認定事務	06-03-08	80,172	95,954	B	B	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である
介護保険給付の適正化	06-03-09	2,606	7,339	A	A	制度の適正運用上、必要不可欠な事業である
介護保険システム運用管理費	06-03-10	19,289	52,320	C	C	事業実施上必要不可欠な手段である
介護保険制度の趣旨の普及	06-03-11	3,442	693	A	A	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である
介護保険運営協議会の運営	06-03-12	500	449	B	B	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正運用上必要である
在宅介護・施設介護サービス費	06-03-13	9,468,372	9,366,417	B	B	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である
福祉用具購入費	06-03-14	23,295	23,184	B	B	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである
住宅改修費	06-03-15	78,569	64,029	B	B	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである
介護報酬等審査支払手数料	06-03-16	16,801	17,175	C	C	事業実施上必要不可欠な手段である
特定入所者介護サービス費の支給	06-03-17	119,339	285,977	B	B	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである
高額介護サービス費の支給	06-03-18	112,598	180,044	B	B	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである
財政安定化基金拠出金	06-03-19	8,589	3,047	C	C	法に基づく必須事務事業である
小 計		11,638,003	11,822,788			

施策分析シート（平成１９年度）

No3

施策を構成する事務事業の分類						
事務事業名	事務事業 No	決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		17年度	18年度	前年度 設 定	今年度 設 定	
償還金	06-03-20	51,286	202,042	C	C	法に基づく必須事務事業である
予備費 (介護保険事業特別会計)	06-03-21	3,541	9,473	C	C	区財政上の必要事務である
介護給付費準備基金積立金	06-03-22	122	13,087	C	C	介護財政運用上必要な手段である
地域密着型サービス事業所の整備補助	06-03-23	0	35,000	B	B	計画的整備上唯一の財政的手段であり、国と都からの補助金である
財政安定化基金償還金	06-03-24	0	36,655	-	C	第二期介護保険事業計画期間中の借入れに対する必須の事業である
介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費	06-03-25	0	0	-	C	障がい者関連施策上必要な手段である
小 計		54,949	296,257			
合 計		11,692,952	12,119,045			